

お知らせとお願い

➤ 暴言・暴力・迷惑行為について

当院では、患者さんの安全を守り業務を円滑に行うために、病院職員や他の患者さんに対して、次のような迷惑行為を認めた場合には、外来、入院を問わず以後の診療をお断りする場合や、必要に応じて所轄警察署に届ける場合があります。予め十分にご理解をいただき、適切な医療及び療養環境の提供のため、ご協力くださいますようお願いいたします。

- ・他の患者さんや病院職員に暴力を振るった場合、もしくはそのおそれが強い場合
- ・大声や暴言、または脅迫的な言動により、他の患者さんや病院職員に迷惑を及ぼした場合
- ・解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨げた場合
- ・器械備品や設備等を故意に破損した場合
- ・治療や面会等の用事もなく病院建物もしくは敷地内に立ち入り、注意しても退去しない場合
- ・危険な物品を院内に持ち込んだ場合
- ・その他、これらに類似する行為があった場合（セクシャルハラスメント、ストーカー行為等）

当院では、患者さんと病院職員が互いに協力しながら治療していくことが最も理想的な医療であると考えております。何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。